

上海市人民政府

応勇市長：

CC：上海市商務委員会

CC：浦東新区人民政府

CC：中国（上海）自由貿易試験区管理委員会

（時候の挨拶）

2013年の設立以降、毎年、「中国（上海）自由貿易試験区（以下、「上海自貿区）」に対する要望書を提出してきました。5回目となる本年は、「上海における外資企業の事業環境改善に向けた建議」と題して、「上海自貿区」のみならず、上海市全体の問題として、「環境規制」、「危険化学品」、「貿易」、「通信」、「都市計画（移転問題）」、「会社運営」についても要望事項を取りまとめました。

本要望書の作成にあたり、本年も、当地日系企業が一丸となり、上海日本商工クラブ内にタスクフォースを立ち上げて、上海日本商工クラブ、ジェトロ上海事務所及び在上海日本国総領事館が連携しました。

本要望書は、日系企業の率直な意見が盛り込まれた「日系企業の声」です。上海自貿区の制度設計やビジネス環境整備のために活用いただき、より多くの日系企業の進出につながることを期待しております。また、中央政府の所管事項については、当地企業の要望として貴市より中央政府の関係部門に伝達いただくようお願いいたします。

多くの日系企業は、中国経済の変化に合わせた新規ビジネスの展開を検討する中で、上海自貿区及び今後建設される自由貿易港等での規制緩和措置の活用を真剣に検討しています。しかし、当局から公布される関連通達の多くが条文の読み込みだけでは内容が必ずしも明確でなく、中には記述ぶりが複雑かつ曖昧で専門家でさえ理解困難な条文もあります。

つきましては、別添の要望書を基に議論する座談会の開催を強く要望しますので、関係者の出席などのご協力を何卒よろしくお願いいたします。

2018年3月14日

上海日本商工クラブ理事長

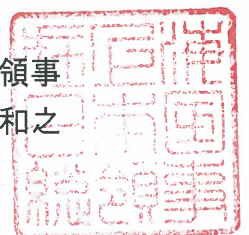
小宮 健一

ジェトロ上海事務所首席代表

小栗 道明

在上海日本国総領事

片山 和之



上海における外資企業の事業環境改善に向けた建議(概要)

- ・2013年の上海自貿区設立以降、自貿区に係る要望書を4回提出してきた。今回は、上海経済及び日本企業の更なる発展に向けた事業環境の改善に係る建議書を作成。合計7テーマ、70項目。
- ・上海日本商工クラブ事業環境委員会(ジェトロ上海事務所が事務局)において、会員企業を中心とする日系企業の声を聴き、とりまとめ。
- ・とりまとめ及び普及作業は、在上海日本国総領事館、上海日本商工クラブ、ジェトロ上海事務所で協力。

主な建議の例

【Ⅰ.環境規制】

- ・長期的な環境規制の体系を、長江デルタ地域全体で設計
- ・費用対効果の高い必要最小限・合理的な環境規制を実施
- ・監査現場での身分証提示、根拠法令・基準明示を徹底
- ・基準適合性を重視し、特定設備購入命令などは廃止
- ・産業廃棄物処分場・処理業者を確保・育成
- ・土壌汚染の責任・費用負担の公正確保、公的基金設立

【Ⅱ.安全規制】

- ・安全管理を前提とした危険化学品の輸入通関の再開
- ・サンプルなど少量化学品の取り扱いの柔軟化
- ・費用対効果の高い必要最小限・合理的な消防規制を実施
- ・監査現場での身分証提示、根拠法令・基準明示を徹底
- ・基準適合性を重視し、特定設備購入命令などは廃止

【Ⅲ.貿易】

- ・HSコードの事前教示、通関一体化、手続き書類の簡素化
- ・通関現場での制度運用の統一化・透明化
- ・第三国貿易の確認方法の合理化

【Ⅳ.通信】

- ・企業内クラウドなど一部通信業務の外資規制緩和
- ・外国検索サイト、VPNなどの通信規制の緩和

【Ⅴ.都市計画】

- ・工場退去要請の明確な通知、合理的な期限設定
- ・代替地の確保への協力、区域を超える際の調整
- ・賠償額の算定方法の合理化・透明化
- ・古い権利登記の書類不備への救済措置

【Ⅵ.会社運営】

- ・食品・保険研修での合理的な範囲・研修方法の設定
- ・労働調停の際の労使間の利害バランスの確保
- ・新就業許可制度における円滑・統一的な申請処理

【Ⅶ.自由貿易試験区】

- ・「自由貿易港」での抜本的な金融・貿易の自由化
- ・自動車、生保・証券など外資規制の完全撤廃
- ・越境EC制度の柔軟・合理的な設計

上海における外資企業の事業環境改善に向けた建議

2018年1月

上海日本商工クラブ

日本企業は、上海に約1万社が所在しており、これは、アメリカ全土に所在する日本企業の拠点数（約7800拠点）よりも多く、ASEAN10カ国合計の日本企業の拠点数（約1万拠点）に匹敵する規模である。上海日本商工クラブの会員数は個人会員を含めて約2400社・人であり、日本の在外商会としては最大規模である。また、上海市を中心とする華東地域には日本の対中投資の約80%、対中貿易の約45%、中国に拠点を置く日本企業の約70%が集中しており、極めて関わりが大きい。一方で、上海市において、外国企業は日本企業の数が最も多い。さらに、「中日貿易投資協力報告書（2017年）」によれば、日中の中で経済貿易協力の関係が深い中国の都市は上海がトップであった。日本企業は匠の精神や先進的な管理手法などにより上海経済の発展に貢献してきており、上海にとって重要なパートナーであると言える。

上海は、中国の改革開放を牽引してきた先導地域であり、これまでの試行を経て今後さらなる改革が期待される上海自由貿易試験区や、2017年新たに提唱された自由貿易港構想など、外資企業に対して常に門戸を開放する試みが図られてきている。中国政府は2017年に5号文献や39号文献により外資企業の投資誘致を改めて加速する方針と措置を示し、上海市政府は「対外開放をさらに拡大し、開放型経済の新体制構築の加速化に関する意見（26号）」を発布した。また、2018年11月には中国国際輸入博覧会が開催される予定である。上海は海外からの貿易・投資を加速する橋頭堡である。

上海日本商工クラブとしては、これらの中国政府及び上海市政府の外資企業の貿易・投資に対する事業環境を改善する取り組みに対して大いに評価し、着実に実施されるよう期待をしている。上海市政府が目指す方向と、上海の日系企業が求める方向は、基本的な考え方においては一致しており、具体的な制度設計の在り方や、制度の運用の仕方において、より実務的なレベルで具体的な配慮や対応がなされれば、お互いにさらに健全に発展していくことが可能であると確信している。

このような観点から、上海日本商工クラブ事業環境委員会としては、会員企業を中心とする上海の日系企業の声聴き、上海における事業環境改善に向けた建議を以下のとおりとりまとめた。これらに関し、上海市政府の関連部局において、より具体的な検討や改善が進むよう、また、日本側としてさらに貢献していくため、上海市政府と上海の日本側関係者との対話の場を設けていただくことを希望する。

目次

I. 環境規制

1. 法制度に起因する問題
2. 政府役人等の運用に起因する問題
3. 産業廃棄物の処理場の不足
4. サプライチェーンへの影響を配慮し、十分な対策を講じること
5. 資源リサイクルビジネスの促進
6. 土壌汚染防止法の施行後の市政府による体制整備

II. 安全規制

1. 危険化学品
2. 消防規制

III. 貿易

1. 事前教示の確立
2. 通関一体化
3. 制度周知等制度の透明性
4. 通関手続付属書類の簡素化
5. 三国間貿易

IV. 通信

1. 通信事業
2. 通信環境

V. 都市計画

1. 現実的な退去期限の設定
2. 移転時の代替地の確保
3. 対象企業への明確な通知
4. 権利登記にかかる救済措置
5. 公正な賠償額算定
6. 区外や市外への移転に係る救済措置
7. 賃借人の権益保護

VI. 会社運営

1. 研修制度
2. 労働法制
3. 新就労許可制度

VII. 自由貿易試験区

1. 市場開放の拡大
2. 通関
3. 金融

I. 環境規制

中国共産党第19回党大会においても「生態文明体制改革を加速し、「美しい中国」を建設すること」が国の方針として確認。日本は中国の一衣帯水の隣国として、さらに過去多くの環境公害に取り組んできた経験・技術を活かして、「美しい中国」の実現に積極的に貢献していく所存である。

環境規制と経済活動は、本来は車の両輪として両立させながら取り組むべきものであり、偏りが生じれば環境汚染や経済停滞といった事態が生じる。しかしながら、現行の環境規制やその運用について、経済活動への配慮が不十分な点が見られ、上海市の魅力を損ないかねないことを危惧している。環境規制を急速に進めるためには、人・物を確保する必要があること、環境規制と経済活動は相反するものではなく、効果的・効率的な環境規制の構築と運用により両立可能である。

例えば、環境専門人材は政府、専門機関、企業で圧倒的に不足し、また育成に必要な十分な期間がとれていない。そのため、上海市として法制度の整備をしても、現場の執行体制が整えられていない場合があり、そうした状況は一部の悪質な担当官と環境コンサルタントの専横を許し、規制値を守れない環境設備が流通し、環境規制が効果を発揮しない原因となる。このように決して少なくない現場で多くの混乱が生じている。市政府は、企業、市民との相互交流を通じて実態を把握し、合理的で費用対効果の高い環境保護行政への変革を行っていただきたい。これらの課題は、日系企業にとっても事業環境上の問題であり、以下を要望する。

1. 法制度に起因する問題

(1) 中長期的な環境規制の全体像を示すこと

中国政府による五カ年計画、行動計画などにより環境重視、厳罰化の全体像はつかめるものの、「規制をどこまで厳しくするのか」の青写真が明らかになっていない。

石油化工、塗装、めっき、医薬、家具、印刷などの環境負荷業種に属する企業は、将来的に、環境設備追加設置命令や移転命令など特別な環境規制コストを受ける可能性が高く、損益分岐点を超える可能性を確定できず中長期的な事業計画が立てられない。これは環境負荷業種の企業のみならず、取引先企業にも大きな問題であり、市政府は産業別、開発区別の中長期的な環境規制を明示していただきたい。

さらに移転命令については、北京天津河北省一体化計画にならって、上海市が江蘇省、浙江省などと広域都市計画を作成していただきたい。その際には、政府の責任の下で、適切な受け入れ先と十分な移転補償金を準備し、効率的な環境汚染の集中管理を実施していただきたい。

(2) 環境規制への費用対効果を再度検討し、規制の適正化を図ること

企業は、世界でも類を見ない厳しい環境規制を順守するために、過剰な環境設備を設置する場合がある。効果的・効率的な対策により環境保護を図る観点から、費用対効果という点にも留意いただきたい。一部の物質に厳しい規制が課せられ、全体としての汚染物質一単位あたりの費用対効果を損ねている場合がある。その他、研究や教育目的、又は、オーバーホール、点検時などの特異な時点の排出は、操業期間中に常時排出する工場運転とは違う規制が適用されるべきである。

VOC 規制について、濃度・総量・除去率といった様々な指標についての規制がそれぞれ個別に強化されており、過去の環境規制を真面目に取り組んできた企業が報われず、不利益を被るような状況が生じている。積極的な取組を真面目に行った企業に対する、何らかの救済措置が適用されるべきである。

また、印刷業界への VOCs 規制のうちトルエンの濃度規制値 $3\text{mg}/\text{m}^3$ と他の汚染物質に比べて格段に厳しく設定されている。この対応に費用を掛ける必要が生じ、費用対効果が著しく悪化している状態であるため、効果的な VOC 規制を実施する観点から、規制値のバランスを見直し、適正化を図っていただきたい。

(3) 悪質な環境コンサルタント、不良な環境設備の取り締まりを行うこと

現在、規制値をクリアできない、故障の多い環境設備が市場に流通しており、企業側の環境人材不足問題という問題もあるが、一部の悪質な担当官と環境コンサルタントが推奨した不良な環境設備が原因で規制値を達成できず環境規制違反として処分される事案も発生している。今後は、このような業者や製品についてウェブサイト等で公表すると共に、不良な環境設備やその製造業者の取締りを強化していただきたい。

(4) 自主規制への基準、立入検査の身分証明書の携帯など法令整備を急ぐこと

現在の環境法制には、例えば環境影響評価に係る自主検収について詳細な規則が定められていない等、法令を調べても十分な対応ができないことがある。政府検収から自主検収へと手続きが簡素化されることは歓迎するが、将来的な政府監査に耐えられる形で責任をもって自主検収ができるように、政府監査の合否基準や自主検収ガイドラインの作成など制度を整備していただきたい。

また担当官による立入検査の際に、検査員がその身分と職責を明かさないケースが報告されている。セキュリティ上のリスク要因であるほか、不適切な検査や腐敗の要因となる恐れがあることから、その身分を示す証明書を被検査対象者に提示することを義務付けていただきたい。

2. 政府役人等の運用に起因する問題

(1) 一部担当官、行政指導等の改善と人材育成・資格制度の強化

① 指定設備の購入命令を撤廃すること

一部の担当官が、直接或いは間接に指定設備の購入命令といった違法行為を行うケースが報告されている。企業にとってみれば営業許認可権を持つ担当官に逆らえず、また、外国企業向けの相談窓口がないため、従わざるを得ないケースがある。このような事が起きないように、市政府として外国企業向けの相談窓口を設置するとともに、相談事案については第三者による厳正な審査を行うとともに適切な処分を実施していただきたい。

② 設備設置命令、測定命令には根拠を示し、必要最低限の行政指導とすること

一部の担当官が、法令に基づかず、必ずしも必要とは考えられない設備設置を命令しているケースが報告されている。企業にとってみれば営業許認可権を持つ担当官に逆らえず、また、外国企業向けの相談窓口がないため、従わざるを得ないケースが報告されている。このような事が起きないように、市政府として外国企業向けの相談窓口を設置するとともに、相談事案については第三者による厳正な審査を行うとともに適切に対処していただきたい。

企業に対する行政指導については、その根拠法令や違反根拠（データ等）を書面で示すなど丁寧に説明するようにしていただきたい。

③ 認定測定企業の測定員に対する資格制度の導入すること

認定測定業者の知見・経験が足りずに、測定値にバラツキが生じるケースが報告されている。認定業者による測定結果は市政府の環境規制、特に2018年1月から始まる環境保護税の基盤である。測定業者への指導と認定資格制度の導入などを推進し、安定して信頼できる測定制度の確立に取り組んでいただきたい。

(2) 生産設備増設等申請の審査期間の短縮

一般的に生産設備増設等の環境アセス、危険化学品などに関係する審査期間は長期化している。または不許可の明示的な理由が明示されない、許可するための条件を明示しないケースが発生している。合理的な回答期間内に審査を終了し、環境規制の観点から申請が認められない場合には、具体的な根拠法令を示して回答していただきたい。

(3) 過剰な生産制限命令の抑制と十分な周知

重要イベント時など国内事情に基づく一時的な生産制限命令の必要性は理解するものの、経済活動が削減され社会的コストが生じていることを十分に留意し、その発令に際しては総合的な検討を行い、必要最低限の生産制限に限定し、十分な周知期間を設けていただきたい。

さらに 発令時には、環境優良企業が優遇されるように削減指標を変更していただきたい（例えば、現行生産量の何割削減といった指標ではなく、「環境汚染物質規制値から一定割合を削減」とすれば、環境負荷を落としつつ、環境優良企業は不良企業に比べて生産量を落とさないで操業できる）。

3. 産業廃棄物の処理場の不足

2015 年以降、環境保護に係る取組の強化に伴い上海を含む華東地域においても、多くの危険廃棄物処理業者が廃業した。そのため産業廃棄物処理業者及び処理可能量、最終処分場が慢性的に不足する状況となっており、処理価格の高騰、処理待機時間の延長といった問題が生じている。そのため、産業廃棄物の処理費用や工場内保管スペースの増加という形で事業活動への影響が生じているほか、未処理の産業廃棄物の増加は環境保護・安全の観点からもリスクを生んでいる。

上海市内に立地する企業が適切に産業廃棄物を処理することができるように、処理業者の誘致や、環境と安全に配慮した一時保管場所の提供等に取り組んでいただきたい。一刻も早く、上海市内に立地する企業の事業活動により生じる産業廃棄物が適時・適切に処理されるようにしていただきたい。

産業廃棄物のうち、危険廃棄物についても、一刻も早く、処理業者を誘致するとともに、各企業がそれぞれの敷地内で保管することは、保管場所が各地に分散することとなり安全の観点からも望ましくないと考えられるため、最終処分場についても拡充に取り組んでいただきたい。

4. サプライチェーンへの影響を配慮し、十分な対策を講じること

環境規制強化に伴い原材料メーカーが操業停止となった場合には、当該企業から調達していた企業はサプライヤーの切り替えが必要となる。需給逼迫に伴う価格上昇や、輸入品への切り替えを強いられる等により、事業活動に多大な影響が生じるケースも有る。

環境規制を遵守しない企業が操業停止となることは当然であるが、市政府には、取引先企業の経営やその従業員の生活に生じる影響も踏まえつつ、新たな環境規制強化による操業停止が想定される場合は、事前に、被規制業種へのヒアリング、パブリックコメントによりその影響を十分に把握しつつ、法令の内容を十分に周知するなど、被規制業種が対策を講じる十分な時間を確保していただきたい。

5. 資源リサイクルビジネスの促進

市政府は、固体廃棄物の無害化、減量化を原則としつつ、クリーン生産と循環経済を

推進している。更なるリサイクル促進のために制度設計を含めて民間活力の活用を推進していただきたい。

今後は、家電だけでなく、自動車などの買替需要が本格化、工業廃棄物の適正な処理の推進によって、リサイクル市場が更に拡大することが予想される。資源リサイクルビジネスの健全な発展のために、引き続き環境に優しい処理業者を保護・育成しつつ、他方で外資系企業を含めた新しい処理業者の参入条件を明確にして業者間の競争を活性化していただきたい。また、リサイクル製品が新製品と比べて市場において価格競争力を持つようにリサイクルビジネスの育成を目的に助成金導入などを検討いただきたい。

6. 土壤汚染防止法の施行後の市政府による体制整備

中国環境保護部は2016年に土壤汚染防止行動計画を發布し、2017年には土壤汚染防止法案をパブリックコメントに付すなど、企業にとって土壤汚染防止法令の施行による工場敷地の土壤汚染への責任が明確化され、近い将来に対策が必要になる。

土壤汚染対策については、その高額な汚染浄化費用と公平性の観点を鑑み、市政府による十分な体制を整備していただきたい。例えば、汚染の処分責任者を決定するにあたっては第三者による公平な調査・審査機関を設立すること（汚染土壤と工場の生産物の因果関係がないことの立証責任を企業側に負わせないこと）、今後公表される重点土壤汚染管理企業に過度なモニタリング等の対策を求めないこと、移転・撤退を検討する企業も想定され、手続きは早期に実施すること、責任者が明確にならない汚染土壤浄化のための基金を設立すること、など体制の整備をしていただきたい。

II. 安全規制

企業活動の様々な局面において、安全遵守が重要なものであり多くの日本企業は安全確保に高い関心とコストを払って取り組んでいる。企業活動と関わりのある安全規制については様々なものがあるが、ここでは特に昨今の規制強化により大きな影響が生じている危険化学品に係る規制を中心に、幅広い業種や事業所において関係する消防規制や国際基準との乖離について、以下のとおり要望する。

1. 危険化学品

危険化学品については、その危険性に基づく適切な管理を行うことが必要であることは紛れもない事実である。しかし多くの場合、化学物質の性状に応じた適切な管理を行うことにより危険性をコントロールし、化学物質のもたらす恩恵にあずかることが可能

である。ここ数年、上海市内において危険化学品の取扱いに係る規制が強化されており、多くの貨物が行き来する上海港における危険化学品の取扱いが困難となっている。

このことは、日系企業にとっても事業環境上の問題として課題となっており、以下を要望する。

(1) 輸入通関手続きの停止

2015年10月10日に「10月19日より外高橋保税区内にある危険化学品保税倉庫に入庫する危険化学品の通関手続きを暫定的に停止する」旨通知が突然掲示され、法的根拠が曖昧なまま、危険化学品の通関手続きが停止された。ほとんどの危険化学品の入境備案（进境备案）が税関から止められており、保税貨物の入庫がストップしている。

外高橋港に加えて、洋山港でも、2017年4月7日より税関監督倉庫の保税保管ができなくなり、多くの産業に多大な影響を与えている。現場では、非保税扱いの化学品輸入の増加等に伴い、関連費用の相当な値上げが実施されており、化学品を扱う企業が大きな影響を受けている。

危険物を含めた化学品全般は、我々の日常生活で利用している製品のほとんど全てに使用されており、企業が安全規制を遵守しつつ、化学品を生産・流通・使用することで様々な製品が製造され、そうした製品は我々の日常生活の向上に貢献している。

上海は世界最大の港であり、危険化学品を含む化学品を一切扱わないことは想定しがたい。危険化学品の取扱いに際しては、安全確保は至上命題であり、日本企業は最先端の管理手法を持ち込み、上海市での適切な管理に導入してきた。また、生産効率化が求められる中、各社は「Just in Time」の生産システムで在庫を極力減らす体制をとっているため、物流を円滑にするためには保税倉庫における危険化学品保管業務は必要不可欠である。

先般、天津市において、規制緩和に向けた動きがあるとも承知している。上海市内に立地する企業各社が安定した経営活動を維持し、発展することで上海市の経済成長に貢献していくために、そして上海港がその魅力を更に高めていくため、暫定措置を一刻も早く解除し、適切に管理された危険化学品の輸入や保税保管等の取扱いが可能となるように調整いただきたい。

(2) 少量化学品の扱い

化学品の持つ危険性については、適切な形で取り扱うことにより、かなりの程度低減することができる。多くの日本企業は、化学品の取扱いや管理に日本でのノウハウとコストを注いで安全性の向上に力を入れて取り組んでいる。

最近、危険化学品の取り扱い法令の最上位に規定されると思われる「危険化学品安全法（仮）」の制定作業において、試験研究目的や少量危険化学品の取り扱いについて、一定の緩和的扱いを行う方向であると伺っている。

また、その輸送について言及のある「危険貨物道路運輸安全管理弁法」の改訂作業においても、一定の数量制限のもとでの混載ルールを適用する国際整合性のある規定が検討中と伺っている。

一方で、少量の、特に科学研究用サンプルとして小分けされた危険化学品（貨物）の取り扱いについては、既存の法規制・標準の一部に不明確な点があるため、事業者及び行政当局の双方に混乱をきたす場合がある。

そのため、少量危険化学品（貨物）の登記、保管や輸送に関して、化学品の性質や分量に応じて科学的に検証された基準を示していただきたい。

このように、少量の危険化学品の扱いについて見直しが進められているなか、少量化学品（貨物）の扱いについて、科学的な根拠に基づくルールが定められ、扱い方法が明確となることを期待している。

2. 消防規制

消防に係わる規制は様々な形で規定されており、改正も頻繁に行われている。そうした改正には速やかに対応するべきものであるが、規程改定についての周知が不十分であると懸念される状況も報告されている。

消防規制をアップデートした際には、速やかに企業側が対応することできるように、各企業への周知を十分に行っていただくと共に、対応に時間を要する場合には導入準備を進めている間について猶予措置を設けていただきたい。

また、担当官が法的根拠を明示せずに特定設備の導入を求めるようなケースも報告されている。担当官より設備の導入を求める等の行政指導を行う際には根拠法令を明示して指導すると共に、併せて書面で通知いただきたい。

そのほか、環境規制の I. 1. および 2. で示した事項についても消防規制においてご配慮いただきたい。

III. 貿易

中国経済にとって、上海市経済にとって、日本を含む外国との貿易は重要な位置を占めている。上海市経済の更なる発展のためにも、貿易を巡る課題について、以下を要望する。

1. 事前教示の確立

HS コードの判断が税関ごとで異なるケースや通関後に HS コードの誤りを指摘されるケースがみられるため、品目分類や関税評価、必要書類や検閲検疫局による検査項目等

について事前に照会可能で、その回答が全国の税関で効力を有する事前教示を確立いただきたい。事前教示の確立は適正な申告を行う企業にとって物流の効率化につながる。

2. 通関一体化

2017年7月より全国税関通関一体化が開始されたが、税関と検閲検疫局とのシステム連動について、各地のシステムが統一されていないことや故障等の不具合によりうまくいっておらず、制度の利便性を享受出来ていない状況にある。世界最大の港である上海港は全国通関一体化による恩恵が大きいことを踏まえ、改善にむけて取り組んでいただきたい。

また、制度改正の影響か定かでは無いが、貨物検査が増加しているとの指摘もある。「自貿区内におけるワンストップ式申告・検査作業の実施に関する公告」が2015年に公表されていることもあり、税関と検閲検疫局の申告や検査について一本化できるものは一本化していただきたい。

3. 制度周知等制度の透明性

制度変更の際は事前通知・正式通知もない状況で実施されることがある。対応準備のための十分な時間的余裕をもって、税関や検閲検疫局ホームページに文書で掲載する等配慮いただきたい。また、窓口の税関職員が制度変更を理解していないケースも散見されるところ、職員に対しても周知徹底いただきたい。

企業が海外にいる顧客に時間的余裕を持って通関状況等を説明できるように、通関可能日等個別企業に対して早めに連絡していただけるよう配慮いただきたい。

4. 通関手続付属書類の簡素化

通関手続きに際しては、多種多様な付属書類が求められている。取引契約書やパーチエスオーダー等が存在しない取引においても、一律に書類の提出が求められるところ、運用に改善いただきたい。

検査当局が検査効率を高めるために要求している品質安全合格保証書について、内容を含めた統一的な運用をお願いする。また、共通する内容の取引について何度も書類の提出が必要となっていることは非効率であり、一定程度包括的な内容での保証書作成を認める等により双方の負担を軽減し簡素化していただきたい。

5. 三国間貿易

自貿区にある外資企業が行う三国間取引について、実態のある適切な取引であることを、事前の書類提出で示す等、一定の要件を満たす場合について円滑な取引が行えるように、規制の撤廃または大幅に緩和していただきたい。

IV. 通信

通信事業に従事する観点と、事業展開に際しての社会インフラである通信環境に関する観点の2つの観点から、以下のとおり要望する。

1. 通信事業

中国がWTOに加盟してから20年近くが経過したが、基礎电信业务だけでなく、付加価値电信业务についても、参入形態が合弁会社に限定されているほか、最低資本金の要件が課されるなどの高い参入障壁が設けられており、その上、ライセンス取得に必要な実務上の要件や手続が必ずしも明らかでないことから、外資系企業による新規参入が困難な状況が継続している。

他方、中国の情報通信産業は飛躍的に発展しており、2017年公表された「世界インターネット発展報告2017」によれば、現在、中国は、インターネット利用者数、電子商取引市場及びモバイル決済市場において世界第1位であり、インフラ、イノベーション能力、産業発展、アプリケーション、セキュリティ及びガバナンスの6つの独自指標に基づき、自らを米国に次ぐ世界第2位のインターネット強国として位置付けている。また、中国の通信キャリア、メーカー及びサービス企業は、もはや国内産業保護を要しないほどに、中国国内において支配的な地位を築いており、さらには、中国市場の成長を満足に取り込むことのできていない外資系企業とは対照的に、我が国を含む海外において積極的に事業を展開し、グローバル経済の恩恵を最大限に享受している。

習近平国家主席は、2017年の世界経済フォーラムにおいて「中国はグローバル経済の受益国であり、貢献国である」「明確に保護主義に反対する」旨演説したほか、第4回世界インターネット大会には「中国の扉が閉ざされることはなく、前に向かって、より大きく開かれるのみである」旨のメッセージを寄せた。

中国政府がこれらの宣言を実践し、外資系企業の受入れに真摯に取り組むことを強く期待する。なお、付加価値电信业务のうちのクラウドサービスは、今後、通信インフラとしてますます欠かせないものになるため、外資系企業の特に関心の高い分野の一つで

あり、全面的な外資規制撤廃が望まれる。なかでもプライベートクラウドについては、企業内のクローズドなネットワークに過ぎないことから、早期の全面的な外資規制撤廃が望まれる。

上海市におかれては、中央への影響力を行使するとともに、中国（上海）自由貿易試験区において模範的な取組を行うことにより、上記の実現を後押しいただきたい。

また、現行制度下の過渡的な措置として、外資系企業による付加価値電信業務参入の明確なモデルケースを提示いただきたい。

2. 通信環境

情報通信技術の発展に伴い、情報通信は企業活動のインフラとして重要な位置を占めている。中でもインターネットを介して様々なサービスが提供されており、多くの企業はそうしたサービスを活用しながら事業活動を行っているところ、以下を特に要望する。

(1) インターネットアクセスについて

日本を含む世界各地でユーザー数の多いインターネットサービスや Web サイト等について、一部利用ができない状況となっており、そのことが、中国の事業環境としての魅力を損ないかねない。インターネットサービスや Web サイト等の利用環境の改善に向けて尽力いただきたい。

(2) VPN サービスについて

VPN への接続環境の低下は、事業やオフィス環境維持等のために VPN を必要としている外資系企業に影響を与え、今後、上海市をはじめとした中国への進出を検討する外資系企業の懸念材料にもなりかねないため、2017 年、工業情報化部が公表した「インターネットネットワーク接続サービスに市場の整理・適正化に関する通知」と VPN 規制の関係を明確にしていきたい。

V. 都市計画

上海市における都市計画の推進にあたり、開発区や鎮政府が計画区域に所在する企業に対し、直接的または間接的に移転の圧力をかける事案の報告が増加している。開発区や鎮政府からの急な移転要求は企業の長期的・計画的な発展に向けた投資における大きなリスクである。移転要求が行われると、企業側に従業員の整理や新規雇用に多大な費用負担が生じる他、現場ワーカーを含む従業員は雇用継続等に係る不安や精神的な負担

に晒されることになる。さらに、近隣に適当な移転先が無く遠隔地への移転を余儀なくされる場合には、移転要請をきっかけとして事業整理・撤退に追い込まれるケースも散見される。

開発区や鎮政府による移転要求は企業の長期的な活動における大きなリスクであり、既に進出している日本企業の追加投資や、新たに上海市への投資を検討している日本企業の判断にも大きな影響が生じると懸念される。については、以下の点に対して要望する。

1. 現実的な退去期限の設定

移転要請通知から退去期限までの猶予期間が著しく短いケースがある。一般的に、工場の着工から操業まで少なくとも2年間は必要であることに加え、従業員の確保や教育にも一定の期間を要する。企業の生産、投資計画の変更をできる限り最小限にし、地域住民である従業員の雇用・生活の安定化を図るうえでも、退去期限について現実的な期限を設けていただきたい。

2. 移転時の代替地の確保

移転を求められた場合、企業は直ちに代替地の選定や確保に取り組むが、少なくとも半年以上の期間を要することが多いとされる。仮に、企業側に対し短期間での移転を要求するのであれば、予め代替候補地を複数用意し企業に提示するなど、移転に係る時間を短縮することができる方法を考える必要がある。上海市内のみならず、江蘇省や浙江省など近隣の省政府や開発区とも連携を図り、代替地の確保及び提供について協力いただきたい。

3. 対象企業への明確な通知

工業園區において、正式な移転通知を出さず、電気代の引き上げやレンタル工場に対して税込ノルマの達成を強要するなどの嫌がらせを行い、企業を自発的な移転・撤退に追い込むよう圧力をかけているケースが見受けられる。企業自らの移転を強要することは賠償金獲得の権利放棄の強要であり、工業園區管理委員会に対する信頼を大きく損なうことになり得る。移転を求める場合、正式な公文書の発行をもって企業に明確に通知するように指導いただきたい。

4. 権利登記にかかる救済措置

1990年代当初、中国の土地権利登記制度が整備されていなかったことから、当時進

出した企業の中には、土地や工場に関する権利登記書について適切に取得及び更新が行えていないケースが見受けられる。このようなケースにおいても、適切に営業許可証が発行されている場合等には、当時の経緯を踏まえて円滑に必要な書類の取得や更新を経て移転が行えるよう権利登記の整備に関し救済措置を設けていただきたい。

5. 公正な賠償額算定

移転時の賠償額算定にあたって、当該政府から特定の鑑定機関を指定されるケースがある。指定鑑定機関が他の鑑定機関や市場価格より著しく低い評価をした場合でも、その評価に異議を唱えることができず、不当に賠償額が低く抑えられるケースが発生している。ついては、評価額の透明性を確保すべく、判断基準や基準値について公開いただきたい。

6. 区外や市外への移転に係る救済措置

区外や市外へ移転する場合、企業は従業員の整理や管轄区域が変わることに伴う税務調査への対応に苦慮している。都市計画に基づき、地域の発展に協力するため移転する企業が、それにより労務、税務上の問題に直面することのないように、特例的措置を設けていただきたい。

7. 賃借人の権益保護

工場の賃貸借に関して、賃貸人と賃借人の立場が不均衡であるケースが散見される。賃貸借契約上、都市計画等の政府の要請による賃貸借契約解除の場合、賃借人が被る経済的損失について賃貸人が賠償する義務がないとされているケース、都市計画により移転を求められているにも関わらず、途中解約条項をもとに賃貸人が賃借人に対し違約金を求めるケース、移転直前までの賃料請求のため、賃貸人が賃借人に対して移転に関する情報を伏せ続けた結果、賃借人の移転に重大な影響を及ぼすケース等が報告されている。ついては、都市計画に基づく再開発に賃貸工場が含まれ閉鎖・移転が必要となる際には、入居者に対する通知や賠償が適切に行われ、地域に雇用と税収を生み地域経済に貢献してきた賃借人の権益が適切に保護されるように、契約条項の見直しなども含めて関係者に指導いただきたい。

VI. 会社運営

中国において事業を展開する日本企業は、事業許可に関連する研修や労働法制、就労

許可等のルールに基づいて会社運営を行っている。上海市経済の更なる発展のためにも、当地における日本企業の会社運営を更に円滑な者とする観点から、以下を要望する。

1. 研修制度

(1) 食品

上海市食品薬品监督管理局から「上海市食品从业人员食品安全知识培训和考核管理办法」が公布・施行された。現時点で、研修の対象者や内容などに関する細則が示されていないことから、企業は準備を進めることができない状況にあるため、まずは早急に細則を示していただきたい。制度趣旨は十分に理解できるものの、時間的・金銭的な面から企業側の健全な経営に影響を与えないという観点から、必要最低限の研修時間の設定や研修方法の簡便化、食品を直接扱う部門に所属していない職員は対象外にし、研修対象者を限定するなど配慮いただきたい。

また細則においては、商材別（生鮮品、包装品、原材料副資材、添加剤など）、職種別（生産ライン従業者、工場事務員、国内外食品貿易従事者、食品物流従事者など）に、研修項目、研修時間、研修方法（授業形式、試験形式、Eラーニングなど）、教育記録方式を企業が理解しやすいように列記いただきたい。

(2) 保険

保険会社経営者層への研修制度について、外国人の場合には通訳を介した研修や、報告義務等の一定のルールのもとでの社内研修による代替などにより、効果的・効率的な運用を求めたい。また非常勤董事や社外董事については、その勤務状況を踏まえた研修時間や研修内容の最適化を求めたい。保监会（協会）が主催する研修については前広なスケジュール通知をお願いしたい。

2. 労働法制

現在の中国労働法制は労働者保護の側面が強いとされている。勤務態度や能力に問題のある従業員を解雇した場合、労働仲裁において当該解雇が認められないことや、法令上支払う必要のない経済補償金の支払いを求められるケースがある。また、上記のように不良従業員の主張を認める仲裁結果が出された場合、他の一部従業員が追随して同様の労働仲裁を提起し、企業側が莫大な経済的損失を被る事案も少なくない。そのような事例により企業経営が困難となると、追随しなかった多くの善良な従業員が失業リスクに晒されることとなる。事業運営には労使間の信頼関係が必要不可欠であるところ、企業側としても労働者を不当に扱う意図は無い。一部の不良従業員が利益を享受するので

は無く、全体として従業員の利益が保護されるように、企業側の意見にも配慮した労働法制の運用をお願いしたい。

3. 新就労許可制度

新たな労働許可制度については、試験運用が開始されてからほぼ一年が経過した。オンラインで提出した申請書類について、複数の修正が必要であるにも関わらず1つずつ指摘が行われる等、効率的とはいいがたい運用が報告されている。また、区によって運用が異なることを懸念する意見もあるところ、統一的な運用をお願いしたい。

VII. 自由貿易試験区

2016年の要望事項で記した改善いただきたい内容に加えて、「自由貿易港」、「越境ECのポジティブリスト」、「自動車（新エネ車及び出資比率）」、「損害保険の地域制限」などを新たに追加した。

1. 市場開放の拡大

(1) 国有企業改革

上海自貿区エリアの不動産管理や進出企業へのコンサルタント業務、CFS（混載貨物専用倉庫）業務などを上海市系国有企業が未だに独占的に担っている。上海自貿区の規制緩和によって制度を利用する企業が増加すればするほど、こうした国有企業の独占的な利益につながるシステムが依然として存在している。

中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（三中全会）コミュニケ及び2015年8月24日に国務院から発表された「国有企業改革の深化に関する指導意見」においても国有企業改革が打ち出されており、「同指導意見」では、「競争性の業務の開放」を促進し、市場化を進めるとの方針が示された。

今後、国有企業改革の一環として、不動産管理と進出企業向けコンサルタント業務の分離独立などを通じて、国有企業と開発区行政が一体化した旧来型の開発区的な発想から脱却したシステムを構築していただき、しがらみのない「自由貿易試験区」への発展に努めていただくよう要望する。

併せて、競争性業務開放の観点から、CFS業務への外資企業の新規参入の認可も前向きに検討いただきたい。

(2) 既存規定を調整した上での「先行先試」

上海以外でも、広東省、福建省、天津市、また、遼寧省、浙江省、河南省、湖北省、重慶市、四川省、陝西省 の 7 カ所も自由貿易試験区の設立が認められ、また、越境 EC に関しては、杭州に加えて、天津や上海市、広州市、深セン市など 12 都市で「跨境電子商務総合試験区」が設立された。

これらの実験都市の中でも、上海市は全国に先駆けて規制緩和を行っていく「先行先試」の役割を担っていると承知しているところ、既存の通達と調整したうえで、上海自貿区では、他の地域に先駆けて、行政手続きの簡素化や規制緩和を推進いただきたい。例えば、先に述べた危険化学品の入庫規制と食品分野で「先行実施、先行実験」として上海自貿区での規制緩和をお願いしたい。

更に、金融面について、グループファイナンスを行う際、金融投資総会社の設立が必要になるが、金融投資総会社の設立のハードルが高いという声が聞かれるため、「先行実施、先行実験」による上海自貿区での条件緩和を要望する。

(3) 自由貿易港

第 19 回共産党大会の活動報告で言及された「自由貿易試験区の自主権の改革をさらに進め、自由貿易港の建設を試みる」という提案についての関心が高まっている。2017 年 11 月 14 日付け「人民日報」によると、「自由貿易試験区と比べ、自由貿易港の一つの大きな変化は一線管理の開放度にある」と報じられている。現状の自由貿易試験区では、貿易手続については、依然として外貨管理局に対して国際収支申告の際に一件毎に報告しなければならない手間が残っている。このような国際収支の申告が求められるのは、貨物代金決済（経常項目）の管理・規制が残されているためだと考えられる。「核銷制度」についても、個別決済時に照合確認を行わないものの、一定期間の通関データと決済データの突合せを求められる管理方式が存在している。このような既存制度が、FT 口座の利便性の一つであるネットィングを利用する際の障害にもなっている。

については、自由貿易港では、外貨管理局及び税関における貨物貿易モニタリング管理方式が撤廃されるなど、名実ともに自由貿易港として発展する基礎が築かれることを要望したい。更に、ネットィングを行った場合、輸出増値税還付を受けられないという税制面の問題も発生する可能性があることから、輸出増値税還付を含む税制面での整備を検討頂きたい。

(4) 輸入規制緩和

① 食品

現在、安全で高品質な日本の農水産品に対する中国人消費者の購買意欲が高まっており、訪日観光を通じて、多くの中国人観光客が我が国で日本の食材が人気を博している。

輸入規制が緩和されれば、中国の市民に多彩で豊富な日本食材を提供することができるようになり、市民の食文化がより一層充実し、食生活の質の向上にもつながり、中国

の輸入関税などの収入増や消費の活性化にも貢献できると考えられる。

さらには、より多くの日本の輸入産品が中国市場で取引されれば、物流・流通や衛生管理分野で日中両国企業の民間協力が活性化し、日本企業の持つノウハウにより、中国国内のコールドチェーンや食品管理システムが一段と改善されるなどの効果も期待される。上海市では、全国に先駆けて自由貿易試験区が設置され、国際水準に合致した貿易・投資ルール整備のため、輸入貨物の区内搬入手続きや検査検疫手続きの簡素化が進展しているところ、試行措置の一環として、日本産品について、輸入手続きに係わる規制の緩和・廃止を進めていただきたい。

- ・ 日本産品の輸入規制の緩和

口蹄疫の発生を受け輸入が規制されている乳製品、口蹄疫・BSE が原因となっている肉類、また、指定工場での精米・くん蒸処理が求められている米、野菜・果物等の青果物といった品目で、依然として輸入規制が存在する。これらの輸入規制についても緩和措置の検討をお願いしたい。

- ・ 10 都県産品の輸入規制の撤廃

福島第一原子力発電所の事故に起因する輸入規制について、現在 10 都県産の食品及び飼料の全面的な輸入禁止という厳しい措置が継続している。日本政府と継続中の協議を進めていただき、科学的なデータに基づき、合理的な範囲の規制となるように見直すようお願いする。

同時に、10 都県以外からの果物、茶及び同加工品、加工食品などの輸入に際しても、日本政府作成の「放射能検査証明書」が必要要件とされながらも、書式が未だ決まっていない。日本政府との協議を進めていただき、適切な産品の輸入が出来る環境の整備をお願いする。

② 化粧品、医療品、介護用品

日本からの化粧品、医療品、介護用品について、輸入手続きが煩雑であるところ、規制の緩和・廃止を実験的に進めていただきたい。特に、化粧品については、自由貿易試験区のプラットフォームを中心に規制の緩和が行われてきたことは大いに歓迎しているが、以下 3 点の具体的な事例について、更なる緩和・廃止を検討いただきたい。

- ・ 販売実績証明書の提出

2014 年から中国国外で生産された輸入化粧品を製品登録する際には、原産国における「販売実績証明書」の提出が求められるようになった。これにより、日中同時販売や世界同時販売を行うことができなくなり、ファッション性や季節性が高い特性がある化粧品が、数ヶ月遅れて中国市場で販売せざるを得なくなっていて、輸入化粧品の価値を

損なわせている。また、これら輸入化粧品を早期に購入したい中国国内消費者にとっては、中国国外に出て購入するなどしなければいけない状況で不便なものとなっている。については、販売実績証明書の提出に係る規制の緩和・廃止を進めていただきたい。

・ 現地試験の実施

既に生産メーカーで十分な企業内評価を行い、販売実績証明書を提出した輸入化粧品に対しても、当該製品登録の申請時に、企業内評価や企業内データを認めずに当地において各種現地試験の実施が必要となっているのは世界的に見ても稀であり、輸入手続きの負担の一因となっている。中国国内で事中事後の監督管理が強化されていく流れにある中においては、各生産メーカーが個別に試験を行って保証し、更には既に市場実績のある輸入化粧品に対しては、現地試験の実施に係る規制の緩和を進めていただきたい。

・ 非特殊用途化粧品の備案制

「上海市浦東新区における試験的な非特殊用途化粧品備案管理を実施することに関する事項の公告」（2017年第7号）により、2017年3月1日から2018年12月21日までの間、現行の化粧品行政許認可の管理制度から届出管理とする備案制に改正されたことは大いに歓迎したい。については、上海市浦東新区以外についても、試行期間後速やかに備案制を広げていただきたい。

また、メーカーやその代理店による正規の輸入が行われず、ハンドキャリーやEMS等を使用した非正規の並行輸入品が流通しているケースが散見される。非正規の並行輸入品の流通が適正な市場価格の破壊を招いており、正規輸入品のブランディングを困難にしている。偽物混入の恐れが有る非正規の並行輸入品から消費者を保護する観点からも、メーカーやその代理店による適切な管理のもとで輸入・販売するための取り締まりを強化いただきたい。

③ 3C 認証規制

3C 認証規制の提出書類が多いため、対象となる電機ケーブルや弱電機器類などの輸入手続きが煩雑である。そうしたケーブルや機器類については自動化を初めとする産業の高度化にも資するものであり、提出書類の段階的な簡素化に取り組んでいただきたい。

(5) 越境 EC

① 参入障壁

越境 EC プラットフォーム立ち上げの ICP 届出や EDI 審査に関して、規制緩和が進んでいると仄聞しているが、中国国内のサーバーを利用などの条件がいくつも課せられているのが現状である。上海では、2018年11月に「上海輸入博覧会」が開催予定である

中、越境 EC は中国の輸入の発展促進にもつながると考えられるところ、中央部門から上海市への権限移譲による EDI 申請の手続き簡素化は、上海自貿区全域への適用拡大など、上海自貿区で試験的に外国企業を含む一般業者の参入条件の一段の緩和を要望する。

② ポジティブリスト

越境 EC での輸入はポジティブリストに記載されている商品に限定されている。当該リストには、リンゴジュースや野菜ジュースなどが記載されているものの、同じ飲料カテゴリーのトマトジュースは記載されておらず、一般貿易では輸入許可されているにも関わらず、越境 EC での輸入ができない。一般貿易で輸入が許可されているトマトジュースをはじめ、清酒、鰹節、水溶性食物繊維、飴、チョコレートなどについてポジティブリストに追加していただきたい。

(6) 自動車

① 新エネ車

11月9日に、2018年6月までに自由貿易試験区内において、電気自動車などの新エネ車に関する外国資本の出資比率制限の撤廃を試験的に行うと発表された。今回の規制緩和は一部の国の企業に限定する内容ではないことから、日本の自動車メーカーも関心を寄せている。2018年6月前の出来るだけ早い時期に工場建設の対象エリアの指定を含めて、新エネ車生産に係る規制緩和の具体的な政策を発表いただきたい。

② 関税

定義上、上海自貿区は、オフショア市場、つまり、中国国外という位置づけになるため、上海自貿区で生産された完成車を自貿区から中国国内に持ち込む際、25%の輸入関税が課される恐れがある。自貿区で生産すれば、中国政府に企業所得税など企業運営に係る税金を納めることになり、更に、中国の雇用創出にも貢献出来る。輸入車の関税を段階的に引き下げるとの発表もある中、自貿区生産の完成車に対しては、他国で生産された輸入車よりも関税率を先行的に引き下げてもらいたい。これが実現すれば、自貿区で生産するメリットがより一層高まると言えるだろう。

③ 保税エリア

現状では、輸入者は通関時に関税が課されており、販売実態としては、販売店が関税賦課後ベースで商品仕入れ・借入をしている。消費者に早く安価な車を届けるため、自動車の保税販売（販売計上時に関税支払い）を許可いただきたい。

また、保税区内で生産活動を行うにあたり、オフショアとなる保税区内での生産活動であれば、輸入設備は免税扱いになるが、金橋開発区や臨港産業区の一部を除いたエリアは、保税区内が認められていないため、生産設備は免税扱いにならない。これでは、自由

貿易区に生産拠点を置くメリットは薄まってしまふ。例えば、外高橋も臨港産業区、金橋開発区などはいずれも上海自貿区であるため、輸入設備の免税措置などは、上海自貿区全体で同様の扱いにさせていただくことで、企業の更なる投資につなげていただきたい。

④ 出資規制

新エネ車生産企業を独資の設立が認められたことは大いに歓迎したい。しかし、事業として成立させるためには、一定の生産台数を確保しないと採算をとることが難しいため、新エネ車に加えて、ガソリン車も含めるなど車種を限定せずに独資で会社を設立できるように出資規制の緩和を要望したい。

(7) 通信

通信分野については、「IV通信」において全般的な要望を述べているところであるが、以下の内容について関心を有しており、特に「先行実施、先行実験」の場とされている自由貿易試験区という性質を踏まえて前向きに取り組んでいただきたい。

- ① インターネット接続サービスの解禁
- ② インターネットデータセンター（IDC）業務の解禁
- ③ 通信エリア限定の撤廃
- ④ 付加価値電信業務に係る詳細な制度設計の更なる推進と情報提供の実施
- ⑤ MVNO の解禁
- ⑥ ネガティブリストにおける通信分野の解釈の明確化
- ⑦ ICP ライセンスの緩和

これらの関心事項に係る具体的な要望内容の説明や、通信分野において具体的にどのような手続きによってどのような通信サービスが可能となるのか等について詳細に意見交換・情報交換を行うため、自由貿易試験区管理委員会のみならず、通信分野を所管する当局も含めて説明会を開催して頂きたい。なお、説明会は、単に一方的に発言する形式ではなく、実務担当者レベルで相互に質問・応答しあう形式を希望する。

(8) 建設業

① 受注制限

2002年12月1日に施行された「外商投資建築業企業管理規定」により、外資独資建築企業が受注できる工事は、外資出資比率50%以上の合弁プロジェクトに限定されており、国内建設投資の大多数を占める中国資本100%プロジェクトは受注できないため、日系建設会社にとっては極めて閉鎖的な市場となっている。一方で上海自貿区の設立により、上海自貿区内に設立された外資独資建築企業は、上海市内の外資50%未満のプ

プロジェクトの受注が可能になった。しかし自貿区外設立企業が対象外であること、対象エリアが上海市内に限定されていること、中国資本 100%プロジェクトは依然として受注できないため、きわめて中途半端な規制緩和と言わざるを得ない。

また中国の建設会社は内資、外資ともに資質証書（建設業許可証）取得が義務付けられ、「特級」「1級」「2級」「3級」といった等級ごとに純資産や技術者数等の厳しい要件が課され、かつ建設できる建物の規模に制限がかけられている。

日系建設会社は前述の通り限られたマーケット内で過当な競争を強いられているにもかかわらず、中国の建設会社と同様の資質制限を課せられているため、不公平なビジネス環境で苦戦しており、中国市場に見切りをつけて撤退する企業も出てきている。全ては受注制限による不公平な競争市場に起因していると推察される。

日系建設会社の保有する先進的技術を中国市場で発揮し中国の建設業発展に寄与するためにも、まずは自貿区内で、さらには全国的に、より一層の規制緩和を強く期待する。

② 設計の資格要件の緩和

外資建築企業は中国国内で設計業務を行う場合は中国設計会社（設計院）と合作設計しか認められていない。外資建築企業が中国の設計の資格を取得することは常駐外国人技術者の下限規制などにより、実質的には不可能である。海外の先端的なデザイナーが自由に活動できるように、設計の資格要件の緩和を検討いただきたい。

(9) 国際サービス貿易に係わる納税手続き

中国国内に所在する企業が、中国国外で役務提供を行う場合、サービスの受益者が国外にある場合には増値税が免税となる規定があるが、実務上、当該免税規定が適用されず課税されるケースがある。一方で、役務提供地である諸外国でも当該役務提供について付加価値税が課税され、結果として二重課税が生じるおそれがある。

付加価値税は役務提供地で課税されることが一般的な取扱いと認識しているところ、上海自由貿易試験区に進出する日本企業等一部の企業では、実際に二重課税が生じている企業がある現状を踏まえ、増値税の課税方法について、役務提供地での課税が徹底されるように法規による一層の明確化と二重課税が生じないような実務上の方針徹底を要望する。このような法改正により、国境を越えたサービス提供等の付加価値が高い企業活動がより活発になり、結果として中国企業の収益増加とそれに伴う企業所得税の増加が期待できるものと考えられる。

(10) 批准手続きの簡素化

「先照後証」によって企業設立期間が 29 日から 4 日に短縮された。この工商部門の手続き簡素化を高く評価する声が多いが、会社設立後に事業展開をするために必要な各

種批准手続きの要件は旧来のままである。そうした手続きについても、企業設立手続きと同様に簡素化が図られることを期待する。

① 「行政認可証」

例えば、公演マネジメントや医療など特別経営項目の事業展開のために必要な「行政認可証」取得の困難さが旧来と変わらない。現場では、実務的に言えば、試験区管理委員会関係のコンサルタント会社を通じて高額な手数料を支払わないと「行政認可証」の取得が難しいところ、「行政認可証」の取得の要件緩和及び期間短縮を要望する。

② コンテンツ

コンテンツ上で使用のできない表現が明確では無いため、企業は申請毎に担当部局から指導を受けて修正を迫られるため、批准を得るまでにかなりの時間を要している。これにより、結果として海賊版が流通するチャンスを生んでいることを踏まえ、審査要件を明確に示すとともに、審査期間の短縮を期待する。その上で、禁止事項以外の内容は年齢制限を科すなどの国際通則に従った措置の採用を期待する。

(11) 役所間の調整の推進

改革に積極的な機関と旧態依然に近いままの監督権限を持つ機関との間の足並みが完全に統一されていない。一見すると開放されたように見える分野においても、実は、資格要件が厳しく、監督管理を目的とした指導や報告が多く煩雑で、これらが「見えない壁」となっている。このため、ビジネス展開に時間と労力を要し、上海自貿区を使った新規ビジネスの障害になり、利用が進まず、結果として改革の実感が得られないとの現状がある。

上海自貿区では、新たな試みとして、工商局、質量监督管理局、食品医薬監督局、価格監督の検査機能を統合した「市場监督管理局」が創設されて、担当者によって判断が異なる問題などの解決が図られている。各機関（中国人民銀行と銀監会・外貨管理局、商務部と発展改革委員会、海関総署と国家質量監督検験検疫総局、文化部と国家新聞出版広電総署等）が一体となって足並みをそろえるようなこうした行政改革を引き続き進めていただくよう期待している。また、国家級指導者の直轄下に上海自貿区管理委員会を置くことで、同管理委員会の権限を強化するなどして、「見えない壁」の撤廃、つまり、資格条件のハードルの引き下げや行政管理の簡素化（報告や指導の削減）にも努めていただきたい。

(12) 相談体制の整備

上海自貿区では、企業へのサービス向上のために、「一つの窓口での一括受理制度の全国拡大」に加えて、「上海自由貿易試験区投資服務中心」が新設された。行政ホール

には相談窓口が設置されているのみならず、「上海自由貿易試験区投資服務中心」が、上海自貿区でのコンサルタントサービスを提供しており、日本企業の間でも大いに役立っているが、相談窓口がいくつもあり、どこに相談すればよいかわかりづらいとの声もある。相談窓口の更なる体制整備に務めて頂きたい。

2. 通関

(1) 先入区、後通関

先入区、後通関を行うライセンス取得申請が窓口レベルで止まっていることから、取得に関する情報提供と運用の徹底をお願いしたい。一部の企業は速やかに許可が認められるなど運用面での格差を是正していただきたい。

制度上は簡易な申告をもって即座に貨物を引き取ることが可能とされているが、検閲検疫局による商品検査に時間を要するため、貨物の早期引取りができていないところ、改善していただきたい。

(2) 区内自行運輸

企業の物流コストを低減させる上で有効な制度であるが、上海自貿区を構成する4つの税関特殊監督管理区通関のみの運送に適用が限定されている。更なる物流コスト低減のため、同一税関特殊監督管理区域内、税関特殊監督管理区域と港、税関特殊監督管理区域と上海市外を含む他のエリアとの間の運送についてもその適用を拡大していただきたい。

税関特殊監督管理区域内の保税運送に関し、出発地を管轄する税関と到着地を管轄する税関双方の強化を要求される場所、出発地を管轄する税関の許可のみをもって保税運送を許可いただきたい。

利便性向上のため、混載便に関しては、自貿区への搬入に際して複数の荷主の貨物を1台のトラックで搬入できるようにしていただきたい。

(3) 集中一括納税

集中一括納税制度を利用するための前提となる担保について、税関は保証金あるいは保証状を貨物担保とすることを認めたとあるが、担保に係る費用が高いなど担保を使いづらい面があるため、手続き面での簡素化いただきたい。また、当局は新制度を考えていると聞いているが、詳細を早く教えていただきたい。

関税の後納制度であるが、税単の発行時期が税関担当者により異っているため、税単の発行時期の明確化（たとえば輸入許可後 5 日以内）していただきたい。

(4) ゲートの電子自動化管理

税関特殊監督管理区域外を結ぶゲートの通行可能な時間帯が限定されているところ、リードタイムの短縮を図るため、24 時間通行を可能とすることを要望する。また、ゲートの通行可能な時間帯は税関の通関業務時間と連動しており、税関の通関時間を「必要に応じて」延長する現行制度よりも進んだ、恒常的に延長する制度にしていただきたい。

(5) 利用する業者の指定

リードタイム短縮のために制度利用のニーズが高い航空貨物について、グランドハンドリング業者の倉庫で荷捌きした後、税関特殊監督管理区域へ直接輸送することができるのは一部の特定の事業者のみとなっている。一般の事業者への開放など選択肢を増やしてほしい。また、運行の優先順位などで運用の格差を感じることもあり、この点も改善していただきたい。

(6) 税関特殊監督管理区域の機能の統一

外高橋保税区を経由する輸出貨物について、実際に船積みされるまで輸出者は増値税の還付を受けることができない等、自由貿易試験区を構成する 4 つの税関特殊監督管理区域の機能はそれぞれ異なるため、「自由貿易試験区」という統一の名称に合わせ、その機能の統一を図っていただきたい。

また、外高橋保税区から外高橋物流園区に搬入する際、それぞれの税関で HS コードが異なることが多々ある。同じ自貿区内でも判断が異なることは不便であるため、「自貿区税関」のような形で統一的な管理を行っていただきたい。

一つの税関特殊監督管理区域に登録さえすれば、新たに法人を設立する必要はないとのことだが、他の三つの税関特殊監督管理区域における税関業務の実施が担保されるよう、税関当局は関係機関との調整を行っていただきたい。

(7) 税関信用評価

税関信用評価の高級認証を持つ企業に対しては特に、規制を大幅に緩和していただきたい。

3. 金融

(1) 自由貿易 (FT) 口座

「中国(上海)自由貿易試験区分離記帳勘定業務実施細則(試行)」第14条において、自由貿易口座を通じて、経常項目及び直接投資項目のクロスボーダー資金決済を行うことができることとされているが、上海自貿区と中国本土の資金のやり取りについては、資金用途を限定して管理するのではなく、各銀行において、上海自貿区と中国本土間の資金移動総額が一定額以上となる場合に制限をかけるような管理手法にしていきたい。

現在、資金調達については、域内企業は、投差による外債管理及びいくつかの外債管理モデルとの選択をできるようになった。一般企業の FT 口座を通じた借入限度額は、現状資本金の2倍となっているが、企業の外債調達ニーズは引き続き大きいところ、限度額を拡大していきたい。

FT 口座を通じた資金調達に際しては、FT 口座関連業務として当局への報告が求められているが、同時に従来からの国際送金や資本取引関係の報告も必要となっており、銀行・企業にとって負担となっているため、報告内容の簡素化もしくは一本化していきたい。

不動産業やファクタリング業等、これまで外債調達が制限されている業種の企業から、上記のいずれかのモデルによる外債調達について関心が寄せられているところ、企業の利便性を考慮して、外債調達の対象企業を拡大していきたい。

(2) クロスボーダープーリング

クロスボーダープーリングで集めた資金を使用する際には、使用用途に応じたエビデンスを確認する必要があることから使い勝手が悪いとの指摘がある。そのため、クロスボーダープーリングで集めた資金についてはより柔軟な使用を認めていただきたい。例えば、現在外貨管理局にて認定している評価の活用や、一定期間のプーリング業務実績において評価を行うこと等により、優良企業については柔軟な使用を認めるなどの制度設計にしてはどうか。

(3) 投融資改革

2013年12月に人民銀行から公表された「金融による中国(上海)自由貿易試験区建設支持に関する意見」で盛り込まれた投融資改革のうち投資分野については、未だ細則が公表されていない状況。「中国(上海)自由貿易試験区分離記帳勘定業務実施細則(試行)」でも「一項目が成熟したら一項目を推し進める」原則に基づき、各関連部門と別途制定するとされている。上海自貿区に人民元オフショア市場を創設するためには、集

まった人民元の運用方法を多様化させる必要があるため、投資分野の細則を早急に定めていただきたい。

(4) 生命保険会社及び証券会社の外資独資による設立

生命保険会社及び証券会社については、11月に外資出資比率を緩和するとともに、生保については5年後、証券会社については3年後に出資規制を撤廃するとの発表があった。今後合併会社を設立する場合には、申請手続きや設立手続きを行う際には自貿区管理委員会に引き続きご支援いただきたい。また、自貿区内で会社を新設した場合には、他の経済開発区のように税金や家賃について支援いただきたい。

(5) 損害保険会社

上海自貿区で設立した外資損害保険会社がサービスを総合的に行い、消費者の利便性や満足度を向上させるために、企業に対するリスク管理サービスや、保険加入者が中国で事故に遭った場合のアジャスティング業務（審査業務）サービスなどが提供できるよう、業務範囲に「保険関連のその他業務」を加えていただきたい。

外資系損害保険会社の許認可取得地域以外の地域での損害保険の引き受けは、大規模商業物件（投資総額1億5000万元以上かつ保険料総額が40万元超の物件）に限定されているが、①当物件の限度額を引き下げるか、又は②法人単位での付保をではなくグループ企業単位での付保も可能にしていきたい。

国内保険会社は1度に複数の支店開設の申請が可能であるにもかかわらず、外資保険会社が1回の申請で開設できる支店数は1つに限られている。外資保険会社についても国内保険会社と同様に、1度に複数の支店開設の申請ができるようにしていきたい。